#### 参考様式2

#### 産業廃棄物処理施設の技術上の基準(個別基準)対照表(省令第12条の2)

汚泥の脱水施設

技術上の基準	対応状況等
施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。	

#### 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く)

技術上の基準	対応状況等
施設の煙突から排出されるガスにより生活環 境保全上の支障が生じないようにすることがで きる排ガス処理設備が設けられていること。	

### 汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設に限る。)

技術上の基準	対応状況等
<ul> <li>一天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の</li> <li>材料が用いられていること。</li> </ul>	
二 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥 床への流入を防止するために必要な開渠その 他の設備が設けられていること。	

廃油の油水分離施設

技術上の基準	対応状況等
一事故時における受入設備、油水分離設備及 び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止す るために必要な流出防止堤その他の設備が設 けられていること。	
二 施設が設置される床又は地盤面は、水及び 油が浸透しない材料で築造されていること。	

### 廃酸又は廃アルカリの中和施設

技術上の基準	対応状況等
第2項の規定(施設が設置される床又は地盤 面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆され ていることとする)の例によるほか、廃酸又は廃	

### 廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設

技術上の基準	対応状況等
<ul> <li>一 破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散</li> <li>を防止するために必要な集じん器、散水装置</li> <li>その他の必要な装置が設けられていること。</li> </ul>	

# 廃プラスチック類の破砕施設、木くず又はがれき類の破砕施設(固型化燃料施設)

技術上の基準	対応状況等
<ul> <li>一 磁斗こよって生ずる粉じんの周囲への所敬を防止する</li> <li>ために必要な集じん器、散水装置その他の必要な装置が</li> <li>設けられていること。</li> </ul>	
二 破砕した廃プラスチック類の圧縮固化(物を処分する ために、圧縮し、押出しにより成形し、かつ密度を高めて 固型化することをいう。以下同じ。)を行う場合にあって は、次によること。	
イ 定量ずご連続的に廃プラスチック類を成功活役備に投 入することができる供給設備が設けられていること。	
ロ 設備内の温度又は設備の出口における温度若しくは 一酸化炭素の濃度を連続りに測定するための装置が設 けられた成所常設備が設けられていること。	
ハ 次の要件を備えたる法限備が設けられていること。 ただし、圧縮固化した廃プラスチック類の温度が、保 管設備へ搬入するまでに外気温度を大きく上回らない 程度となる場合は、この限りでない。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の温度を大きく上 回らない程度にく法できるものであること。	
(2) / 法限策の入口及び出口における温度を連続りに 測定するための装置が設けられていること。ただし、 水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷却す る場合は、この限りでない。	
(3) / 法限備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続か に測定するための装置が設けられていること。ただ し、水に浸して圧縮固化した廃プラスチック類を冷	

却する場合は、この限りでない。	
二 圧縮固化した廃プラスチック類を保管する場合にあ っては、次の要件を備えた保管設備が設けられている こと。	
(1) 常時竣気することができる構造であること。	
(2) 散水装置、消火栓その他の消火設備が設けられて いること。	
ホ 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロ その他の閉鎖された場所に保管する場合 (トに掲げる場合を除く。)にあっては、次 の要件を備えた保管設備が設けられている こと。	
(1) 保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃 度を連続的に測定し、かつ、記録するため の装置が設けられていること。	
(2) 異常な温度の上昇その他の異常な事態 が生じた場合に、圧縮固化した廃プラス チック類を速やかに取り出すことができ る構造であること又は不活性ガスを封入 するための装置その他の発火を防止する 設備が設けられていること。	
へ 圧縮固化した廃プラスチック類をピット その他の外気に開放された場所に容器を用 いないで保管する場合であって、当該保管 の期間が7日を超えるとき、又は保管する ことのできる圧縮固化した廃プラスチック 類の数量が、圧縮固化を行う設備の1日当 たりの処理能力に相当する数量に7を乗じ て得られる数量を超えるときは、次の要件 を備えた保管設備が設けられていること。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の表面 温度を連続的に監視するための装置が設 けられていること。	
(2) 保管設備内の温度を連続的に測定し、 かつ、記録するための装置が設けられて いること。ただし、圧縮固化した廃プラス チック類を外気に開放されていることに より通風が良好である場所に保管する場 合には、この限りでない。	

ト 圧縮固化した廃プラスチック類をサイロ その他の閉鎖された場所に保管する場合で あって、当該保管の期間が7日を超えると き、又は保管することのできる廃プラスチ ック類の数量が、圧縮固化を行う設備の1 日当たりの処理能力に相当する数量に7を 乗じて得られる数量を超えるときは、二の 規定にかかわらず、次の要件を備えた保管 設備が設けられていること。	
(1) 圧縮固化した廃プラスチック類の酸化 による発熱又は発生した熱の蓄積を防止 するために必要な措置が講じられている こと。	
(2) 圧縮固化した廃プラスチック類を連続 的に保管設備に搬入する場合は、当該圧 縮固化した廃プラスチック類の表面温度 を連続的に監視するための装置が設けら れていること。ただし、他の保管設備にお いて保管していた圧縮固化した廃プラス チック類を搬入する場合は、この限りで ない。	
(3) 保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度 その他保管設備を適切に管理するために 必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録 するための装置が設けられていること。	
(4) 異常な温度の上昇その他の異常な事態 が生じた場合に、不活性ガスを封入する ための装置その他の発火を防止する設備 が設けられていること。	

# 別表第3の3に掲げる物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

技術上の基準	対応状況等
第2項の規定(施設が設置される床又は地盤 面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆され ていること)の例によるほか、汚泥、セメント及 び水を均一に混合することができる混練設備が 設けられていることとする。	

水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設

技術上の基準	対応状況等
--------	-------

- 次の要件を備えたばい焼設備が設けられて	
いること。	
イ ばい焼温度がおおむね摂氏 600 以上の	
状態で汚泥をばい焼することができるもの	
であること。	
ロ ばい焼温度を速やかにイに掲げる温度以	
上にし、及びこれを保つために必要な加温	
装置が設けられていること。	
二 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する	
設備が設けられていること。	

# 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

技術上の基準	対応状況等
第2項の規定(施設が設置される床又は地盤 面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆され ていること)の例によるほか、次のとおりとす る。	
<ul> <li>一高温熱分解方式の施設にあっては、第3項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱 分解設備が設けられていること。</li> </ul>	
イ 分解室の出口における炉温がおおむね摂 氏 900 以上状態でシアン化合物を分解す ることができるものであること。	
ロ 分解室の出口における炉温を速やかにイ に掲げる温度以上にし、及びこれを保つた めに必要な助燃装置が設けられているこ と。	
ハ 分解室への供給空気量を調節することが できる装置が設けられていること。	
二酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は 廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調 節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化 剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設 けられていること。	